

## 平成28年度建造申請要領／前年度との変更点

(平成28年度以降の暫定措置事業実施細則改正を反映)

- (1) 建造船は、次の環境性能基準で分類 (P10参照)
- ① A適合＝CO2排出量削減率16%以上(1990年代初頭船の基準値との比較)
  - ② B適合＝ " 12% " ( " )
  - ③ 上記以外 (環境性能がB適合を下回る場合)
- (2) 建造申請は、建造船の環境性能基準等により納付金に単価差 (P10参照)
- ① 代替建造で、A適合、B適合＋事業集約、小型船(200GT未満)＋事業集約
  - ② " 、B適合、小型船(200GT未満)
  - ③ 上記以外 (非代替建造、環境性能がB適合を下回る場合)
- (3) 環境性能基準の審査関係 (P14～15参照)
- ① 基準値が設定されていない、船型、機関出力、省エネ機器搭載等による建造船については、図面小委員会で基準値設定の審査が必要。
  - ② 申請時は、従来の図面に加え、環境性能基準審査のため、指定様式に従って造船所が作成するCO2排出量計算シート(シートA又はB)の提出が必要。
  - ③ 申請時点のCO2削減率が、竣工船審査結果により適合値より下回ってしまった場合、差額の建造納付金納付が必要。
- (4) 事業集約等の要件
- ① 集約協業化、船舶管理会社と契約、長期用船保証の締結、協業組合化、合併等 (P16参照)
- (5) 代替建造申請となる、被代替船(解撤・海外売船する船舶)の要件 (P13参照)
- ① 旧規程船、暫定事業船どちらも被代替船として使用可能。
  - ② 解撤・海売後、3年間は自己の使用が可能(申請での余剰m3も同様)。
  - ③ 余剰m3のペーパーによる第三者使用は不可。
- (6) その他 (次の運用内容に変更なし)
- ① 申請期間 (年5回) (P3参照)
  - ② 審査日程、建造納付金納付時期、起工可能日、竣工後の手続き (P4参照)
  - ③ 建造船の工期(3,000m3未満12ヶ月以内、3,000m3以上18ヶ月以内) (P4参照)
  - ④ 油送船、貨物船の被代替船の相互使用(船種交流)は従来同様不可。 (P13参照)
  - ⑤ 各種申請手数料等の金額 (P20参照)